

「京都市環境基本計画（2016～2025）」の中間見直しについて

1 環境基本計画の中間見直しの基本的な考え方

構成の大幅な変更は行わず、10の基本施策及び環境指標（客観的指標）については、次期個別計画の内容を反映する（[別紙1](#)参照）。

その上で、「京都市が目指す環境像」や「長期的目標」等に、次の内容を反映する。

- (1) 次期「京都市基本計画（令和3（2021）年度～）」の京都の未来像（めざすべき京都の姿）
- (2) 「京都市レジリエンス戦略」の視点
- (3) 「第五次環境基本計画（平成30年度～）」の基本的方向性（SDGsを活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指す。パートナーシップの充実・強化など）
- (4) 持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言（2050年の世界の都市のあるべき姿）
- (5) SDGsの考え方

現行の環境基本計画とSDGs目標との関連については、[別紙2](#)のとおり。

2 環境基本計画の個別検討項目

環境指標について

- (1) 主観的指標（市民の実感度に関する指標）

経年変化を見る必要があるため、できる限り変更は行わない。

- (2) 客観的指標（施策・事業の目標値）

個別計画の策定内容を反映させる必要があるため、指標及び数値目標（目標年度）の変更を反映する。

また、長期的目標4「環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり」の指標については、他都市の施策・指標等を参考に、協働取組に関する指標の見直しについて検討を行う。 [参考資料2-1](#)参照

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年	9月	第1回環境基本計画評価検討部会
令和2年	1月	第2回環境基本計画評価検討部会 (環境基本計画見直し骨子(案))
	3月末	環境審議会 (次期個別計画等策定の検討状況の中間報告)
	5月	令和2年度 第1回環境基本計画評価検討部会 (環境指標, 計画骨子, 令和元年度市民アンケート調査結果報告)
	8～9月	環境審議会 (個別計画答申・見直し案報告)
		令和2年度 第2回環境基本計画評価検討部会 (令和元年度 環境レポート報告)
	11月	市民意見募集(パブリックコメント)
令和3年	3月	環境基本計画改定

(参考) 長期的目標 4 に関連する SDG s 目標とターゲット



目標4 .すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

- 4.1 無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする。
- 4.2 乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする。
- 4.3 高等教育に平等にアクセスできるようにする。
- 4.4 働く技能を備えた若者と成人の割合を増やす。
- 4.5 教育におけるジェンダー格差を無くし、脆弱層が教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6 基本的な読み書き計算ができるようにする。
- 4.7 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする。
- 4.a 安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供する。
- 4.b 開発途上国を対象とした高等教育の奨学金の件数を全世界で増やす。
- 4.c 質の高い教員の数を増やす。



目標11. 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界文化遺産・自然遺産を保護・保全する。
- 11.5 災害による死者数、被災者数直接的経済損失を減らす。
- 11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす。
- 11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する。
- 11.a 都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 総合的な災害リスク管理の策定し、実施する。
- 11.c 後発開発途上国における持続可能で強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。



目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(資金)

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のために国内資源を動員する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対するODAに係るコミットメントを完全に実施する。
- 17.3 開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の債務リスクを減らす。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入・実施する。

(技術)

- 17.6 科学技術イノベーション (STI) に関する国際協力を向上させ、知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、環境に配慮した技術の開発・移転等を促進する。
- 17.8 後発開発途上国のための実現技術の利用を強化する。

(能力構築)

- 17.9 開発途上国における能力構築の実施に対する国際的支援を強化する。

(貿易)

- 17.10 WTOの下での公平な多角的貿易体制を促進する。
- 17.11 開発途上国による輸出を増やす。
- 17.12 後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

(体制面)

(政策・制度的整合性)

- 17.13 世界的なマクロ経済を安定させる。
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- 17.15 政策の確立・実施にあたり、各国の取組を尊重する。

(マルチステークホルダー・パートナーシップ)

- 17.16 持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
- 17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する。

(データ、モニタリング、説明責任)

- 17.18 開発途上国に対する能力構築支援を強化し、非集計型データの入手可能性を向上させる。
- 17.19 GDP以外の尺度を開発し、開発途上国の統計に関する能力を構築する。

出典：外務省HP「持続可能な開発のための2030アジェンダ」より作成

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001387.html